令和4年4月19日 総務教育常任委員会資料 教育指導部社会教育課

児童出席者名簿の紛失について

1 概要

毎月、児童クラブの出席率を把握するため、市内の児童クラブ支援員より、 市の連絡便で児童出席者名簿の提出を求めていた。

しかしながら、この度、令和4年2月分の児童出席者名簿1クラブ分の紛失が判明した。

2 経緯

- ・毎月月初に、各児童クラブ支援員が作成した前月の児童出席者名簿を市の連 絡便で社会教育課に提出することとしていた。
- ・社会教育課では、各児童クラブから日々送られてくる封筒については、職員2 名で封筒の中身の確認作業を行っており、児童出席者名簿については、到着 次第、鍵のかかる机に保管し、一定数がまとまった3月15日に出席率を算 出するための指定のエクセルへの入力処理を行った。
- ・入力処理が完了した3月15日時点で、社会教育課において、児童出席者名 簿の提出がない児童クラブに対して提出の依頼を行ったところ、既に提出済 みとの回答であった。
- ・3月17日から30日まで、社会教育課の事務所内、児童クラブ及び連絡箱 をくまなく捜索しても見当たらなかったことから、児童出席者名簿が紛失し たと判断した。

3 紛失した資料

児童出席者名簿(令和4年2月分) 1クラブ分(30名在籍)

4 対応

当該児童クラブ在籍児童の保護者に対し、児童クラブに訪問または直接電話にて、3月30日に事情説明と謝罪を行った。

5 原因と再発防止に向けた取組

児童クラブから社会教育課への到達時点で、提出された児童クラブの確認を 行っていなかったことが原因である。

今後、再発防止に向けて、以下のとおり対策を講じる。

- ・児童クラブ推進員が児童クラブを訪問した際に、児童クラブ支援員から受け 取り、受領印を押したものを残すことによる文書の受け渡しを行う。
- ・組織内の早急な情報共有の徹底を図る。